

岡山市合併処理浄化槽補助金交付実施要領

1 基本的事項について

(1) 補助対象となる条件

①既存の汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の設置であること。（別表1の例による。ただし、別表1により難しい場合は、別途協議するものとする。）

②補助対象建物であること。

ア 50人槽以下の浄化槽を設置しようとする建物で、自己が居住し、次のいずれかに該当するもの。なお、居住とは、年間を通じ断続的に概ね30日以上、生活拠点を設けて暮らすことをいう。

1) すべてが自己の居住の用に供する専用住宅

a) 同一敷地内に自己が居住し、他の部分と同一の排水処理を行う場合も含む。

b) アパートやマンション等の共同住宅は補助対象としない。

2) 延べ床面積の2分の1以上の部分を自己の居住の用に供する併用住宅

a) 自己の居住の用に供する住宅以外の部分が貸店舗・貸事務所の場合は、使用用途によって人員算定が異なり、不明確となるため補助対象としない。

イ 過去に岡山市から補助金の交付を受けて浄化槽を設置した建物と建築基準法上の同一敷地内にある建物は補助対象としない。ただし、別表1で補助対象になる場合を除く。

③補助対象地域であること。

岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する「当分の間」とは原則として7年以上とし、下水道事業計画区域については岡山市地図情報の「岡山市下水道等情報マップ」によるものとする。ただし、農業集落排水処理施設による処理区域については、下水道河川局への照会結果によるものとする。

④補助対象浄化槽であること。

浄化槽法第2条第1号に定める、し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する浄化槽であって、次に該当するもの。

ア 5～10人槽では、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽であって、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたものであること。

イ 11～50人槽では、浄化槽法第13条に基づく国土交通大臣の認定を受けた浄化槽であること。

⑤適正な規模の浄化槽であること。

ア 浄化槽の人槽算定は、現存する建物（建築確認を要する場合は確認を受けた建

物を含む。)で算定するものとし、JIS A 3302-2000 により算定された適正な規模であること。ただし、将来増築の予定があり、その計画が明確となっているなど相応の理由がある場合は、現存する建物で算定された人槽より大きくすることができ、設置された浄化槽に応じた補助金を交付するものとする。

また、7人槽相当の住宅であって、別に定める「住宅に尿尿浄化槽を設置する場合の処理対象人員算定基準のただし書適用基準」(平成14年10月1日施行)の規定を満足する場合は5人槽とすることができる。

イ 建築基準法上の同一敷地内の建物はすべて人槽算定の対象とする。

この場合、同一敷地とは1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

なお、同一敷地内の建物のうち、車庫、農業用倉庫、住宅の外からでなければ利用できない倉庫(業務用を除く。)等であって水廻りのない建物は、算定から除外することができる。

⑥設置後の維持管理が確実に行われるものであること。

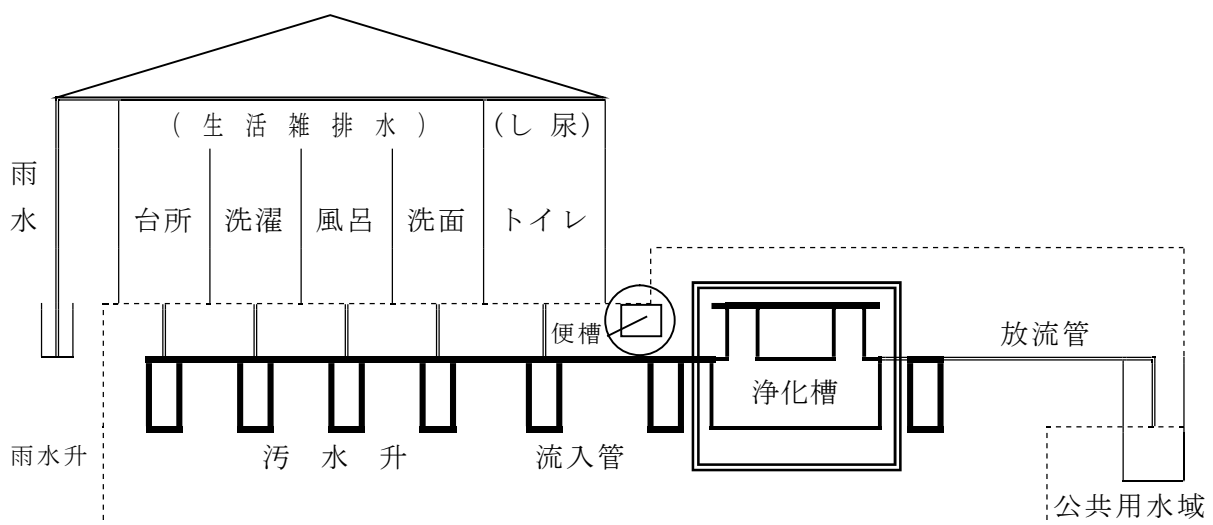
⑦公共下水道等が整備され供用を開始したときは、浄化槽から公共下水道等に速やかに接続すること。

(2) 補助対象事業の範囲

①設置工事の補助対象事業の範囲は、次の図の二重線で囲まれた範囲とする。

単独転換又は汲取り転換による宅内配管工事の補助対象事業の範囲は、次の点線で囲まれた範囲とする(二重線及び丸で囲まれた部分を除く。)

汲取り転換による便槽撤去工事の補助対象事業の範囲は、次の丸で囲まれた部分とする。



②補助対象となる工事の内容は次のとおりとする。

ア 床掘り

- イ 基礎
- ウ 本体据え付け
- エ 埋戻し
- オ 上部スラブ打設
- カ 宅内配管・升工事（単独転換又は汲取り転換による宅内配管工事費の補助を申請する場合）
- キ 残土処理
- ク 汲取り便槽撤去・処分（汲取り転換による撤去費の補助を申請し、汲取り便槽をすべて掘り起こして処分する場合）

2 補助金交付申請について

（1）申請の時期

- ①建築確認が不要の場合は、浄化槽設置届出の受理から10日を経過した後に申請することができる。
- ②建築確認を要する場合は、確認済証の交付を受けた後に申請することができる。
- ③工事が当該年度の3月15日までに完了しないものは申請することができない。
- ④申請者は浄化槽の設置工事前に補助金交付申請書及び添付書類を提出し、交付決定の通知を受けてから浄化槽設置工事に着手することができる。

交付決定前に、既に浄化槽を設置又は設置工事に着手している場合は補助金を交付することができない。

また、単独転換又は汲取り転換宅内配管工事費用の補助の申請をしている場合又は汲取り便槽撤去工事費用の補助の申請をしている場合において、交付決定前に宅内配管工事又は汲取り便槽撤去工事に着手している場合は宅内配管工事費用分及び汲取り便槽撤去工事費用分の補助金を交付することができない。

（2）添付書類

申請にあたっては、補助金交付申請書に要綱第6条第11号の市長が必要と認める書類等として次に掲げるものを添付すること。

- ①専用住宅を借りている者は、賃貸借契約書の写し及び所有者の承諾書の写し
- ②建売住宅の場合は、売買契約書の写し
- ③中古住宅購入後に浄化槽を設置する場合は、売買契約書の写し
- ④公共物使用許可、道路占用許可が必要な場合は、それらの許可書の写し
- ⑤滞納無証明書（税調査に同意しない場合または税調査の結果、滞納無であることが確認できなかった場合。発行後1か月以内のもの。写しでも可。）なお、申請時に市外に居住している者は、住民票の写し（発行後1か月以内のもの。写しでも可。）
- ⑥現況写真

当該現場であることが特定できるように撮影された、次のものとする。

- ア 敷地周辺の建物や敷地境界の状況
- イ 敷地内のすべての建物（届出改造物件等既存の建物がある場合は建物の周囲が確認できるもの。）

- ウ 工事途中または完成後の建物基礎（基礎工事未着工の場合は建築予定場所の全景）
 - エ 浄化槽埋設予定場所（未着工であることが分かるもの。）
 - オ 処理水の放流先の状況
 - カ 既存の浄化槽又は便槽（撤去すべき浄化槽又は便槽がある場合）
- ⑦既存の汚水処理未普及解消につながる浄化槽の設置であることが確認できる書類（別表2の例による。）
 - ⑧単独転換又は汲取り転換宅内配管工事費の補助対象であることが確認できる書類（別表3の例による。）
 - ⑨汲取り便槽撤去工事費の補助対象であることが確認できる便槽の写真
 - ⑩自然災害に伴い必要となった家屋の建替・新築に伴う浄化槽の設置及び故障した浄化槽の更新にあっては、り災証明書の写し
 - ⑪その他必要な書類等

3 補助金交付決定について

申請書が提出されると、書類審査及び必要に応じて事前現場確認を行う。その結果、不備がなければ、補助金交付の決定を申請者に通知する。

4 浄化槽設置工事について

- (1) 雨水及び特殊排水（工場、ペットショップ等の別途処理すべき排水）を除く、敷地内から排出されるすべてのし尿及び雑排水を浄化槽に接続しなければならない。
接続しない水廻りの設備は、特殊排水の排水設備を除いて、その設備を撤去しなければならない。
- (2) 軒下等にあって受け皿のある外部立水栓は、原則として浄化槽に接続することとし、砂溜め用の升を介して接続すること。
ただし、泥水が大量に流入する場合や、屋根がなく雨水が流入する場合、あるいは散水に使用するのみの場合などは、その立水栓では洗剤を使用しないという条件をもって、接続しないこともできるものとする。
- (3) 各升の設置については、「岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針」（平成21年4月1日施行）の「第6 付帯設備に関する事項」に基づくものであること。
- (4) 原則として、建物から出た直後（2メートル以内）に升を設けること。
また、合流点、45度以上の屈曲点には升を設け、管長が管径の120倍を超えない範囲で升を設けること。
さらに浄化槽の直前・直後（2メートル以内）には升を設けること。ただし、直後の升は放流ポンプで代えることができる。
升の露出は極力避けるものとするが、やむを得ず露出する場合は、升前後の配管

に十分な支持を行い、耐候・耐衝撃を考慮して補強するものとする。

- (5) 台所排水には専用の油水分離可能な升（台所排水専用升）を設置し、その升には他の排水を流入させないこと。

台所排水専用升は、内径30cm以上で、水深25cmを確保し、水面から15cm以上深い部分の水を流出させる構造のものであること。

なお、台所が2ヶ所ある場合は、それぞれに専用升を設けることを原則とするが、1つの専用升に流入させる場合は、その升の内径は35cm以上のものとする。

- (6) 本管は10cm径を使用し、勾配は100分の1以上であること。

配管がやむを得ず露出する部分については、肉厚管（VP）を使用すること。

- (7) 放流先の最高水位を確認し、放流水が支障なく放流できるものであること。

また、ポンプで放流する場合を除き、放流管径は10cm以上のものであること。

放流ポンプを設置する場合は、必要に応じ逆流防止弁を設置すること。

なお、原水ポンプ、放流ポンプともに故障時を考慮し、同一能力のものを2基設置することが望ましい。

- (8) マンホールの嵩上げは30cm以下とし、これを超える場合は浄化槽の維持管理を行う上で支障のない構造のピットを設けること。

- (9) 浄化槽用の送風機は、型式適合認定書添付仕様書に記載された適正な風量のものであること。

- (10) 工事にあたっては浄化槽法第4条第5項の規定による「浄化槽工事の技術上の基準」及び本要領によるほか、定めのない事項については平成元年5月24日付け環衛第240号岡山県環境衛生課長通知による「国庫補助対象合併処理浄化槽の施工に関する審査について（解説）」に基づいて適切に実施すること。（「岡山県小型合併処理浄化槽工事マニュアル」に準拠して実施すること。）

- (11) 浄化槽設備士は、現場において補助事業の完了を確認するとともに、自ら確認を行っていることを証する写真を撮影すること。

確認に当たっては、要綱及び本要領の規定のほか、交付決定時の条件に沿ってチェックリスト（「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」平成元年2月8日衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知の別表）に基づいて行うものとし、併せて補助事業完工図（排水配管完工図）を作成すること。

5 交付決定後の申請内容の変更について

- (1) 交付決定後の申請内容を変更しようとするときは事前に相談し、指示に従うこと。

単独転換又は汲取り転換宅内配管工事費用の申請額又は汲取り便槽撤去工事費用

の申請額を変更しようとするときは、事前に変更後の事業見積もり額の分かる書類、積算根拠及び図面を添付して変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。ただし、申請額を減額する場合は積算根拠等を省略することができる。また、放流先を変更しようとするときは、事前に写真及び図面を添付して変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。

なお、補助事業者及び浄化槽の規模の変更、並びに申請地を当該申請とは全く関係のない別の場所に変更することは認めない。

ただし、補助事業者が死亡した場合に限り、補助事業者を法定相続人の代表者に変更することができる。

- (2) 補助事業者の住所、配管経路、浄化槽の埋設位置、放流方法、浄化槽設備士、浄化槽工事業者、浄化槽の機種等の変更については、実績報告時に必要書類を添えて変更届出書を提出すること。

6 工事写真について

浄化槽工事が適正に行われたことを明確にするため、浄化槽工事の各工程について次の要領で撮影し、実績報告書に添付すること。

(1) 共通事項

- ① 工事の内容が分かり、当該現場であることが特定できるよう、周辺状況を含めて撮影されたものであること。
- ② 工事看板は、設置場所、補助事業者名、作業工程を明記したものであること。又は、撮影時の画像データ内に組み込まれたものであること。
- ③ 人物は、着工前及び完了写真を含め、ヘルメットを着用していること。
- ④ 地盤の崩壊による危険性や、近接した構造物等への影響を考慮し、必要に応じて矢板等による土留め工事を行うこと。
- ⑤ 看板やスケールの目盛りが分かりにくい場合には、近接して撮影されたものもあわせて提出すること。
- ⑥ 画像データの提出を求める場合があるので、補助金を申請した年度内は、これらを保存すること。なお、やむを得ず画像データの調整を行った場合は元のデータを同様に保存すること。

(2) 工事写真

次の各工程及び装置について、別表4の工事写真撮影要領にしたがって撮影されたものであること。（「岡山県小型合併処理浄化槽工事マニュアル・提出写真の撮り方」に準拠して撮影すること。また、着工前写真は設置場所・補助事業者名・交付決定日及び交付決定番号が記入された工事看板を現地に設置し、写り込むように撮影すること。）

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 着工前 | ⑧ 転圧・埋戻し完了 |
| ② 床堀り | ⑨ 上部スラブ配筋 |
| ③ 栗石・砕石敷き | ⑩ 工事完了写真・嵩上げ |
| ④ 配筋・コンクリート打設又は底版コンクリート2次製品 | ⑪ ポンプ槽 |
| ⑤ 吊り込み | ⑫ 放流先 |
| ⑥ 水張り・水平確認 | ⑬ 台所専用升 |
| ⑦ 埋戻し・水平確認・水締め・突き固め | ⑭ 配管経路・各升 |
| | ⑮ 浄化槽稼働・送風機設置状況 |
| | ⑯ 撤去写真（撤去されるべき既存単独処理浄化槽又は便槽、建物や水廻り等の撤去工事がある場合。⑰を除く。） |
| | ⑰ 汲取り便槽撤去前後及び途中の写真、掘り起こした便槽の写真（汲取り転換による便槽撤去費の補助を申請する場合。） |
| | ⑱ 浄化槽の製造番号 |

7 実績報告について

- (1) 補助事業完了後、14日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書に要綱第9条第1号から第6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等として、(3)に掲げるものを添付して提出すること。

ただし、14日後又は3月15日が閉庁日の場合は、以降の直近開庁日とする。

- (2) 補助事業の完了とは、浄化槽本体及び接続される流入・流出管等が適正に設置され、水廻りの設備が使用可能な状態で、原則として、浄化槽上部にコンクリートスラブがマンホール枠の上端まで固定されるように打設された状態とする。

また、建築工事を伴う場合は、これに加え、原則として、建築工事が完了し、引き渡し可能な状態をもって、補助事業の完了とする。

さらに、撤去されるべき既存単独処理浄化槽又は便槽、建物や水廻り等の撤去工事、その他補助金交付決定の条件となっている事項がある場合は、これらについても完了した状態とする。

(3) 添付書類

- ①補助事業完工図
- ②その他必要な書類等

8 工事完了後の現場確認（以下「完了確認」という。）について

- (1) 完了確認には、原則として補助事業者及び浄化槽設備士が立ち会うものとする。

- (2) 完了確認の結果、不備を指摘された場合は速やかに改善し、指示された写真又は

図面を添付して報告するものとする。

- (3) 市長は、浄化槽設備士が、補助事業の完了について施工の現場において確認したことを証するチェックリスト及び申請どおりの浄化槽が設置されていることを明らかに確認できる書類を提出させることにより完了確認に代えることができる。

9 補助金交付額の確定について

書類審査及び必要に応じて実施した完了確認の結果、浄化槽が申請どおり適正に設置されていること（撤去されるべき既存単独処理浄化槽又は便槽、建物や水廻り等の撤去工事がある場合は、それが撤去されたこと）が確認された後、又は不備の指摘を受けた事項についてすべて改善され、適正に設置されたことが確認された後、補助金交付額を確定し、その旨を補助事業者へ通知する。

10 補助金交付請求について

補助事業者は、補助金交付額確定の通知を受けた後、補助金交付請求書を提出するものとする。

11 その他

- (1) 浄化槽法第3条第3項の規定に基づき、浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するため、環境省令で定める使用に関する準則を遵守すること。
- (2) 台所排水専用の升に付着した油脂分は定期的に除去すること。
汚濁負荷の高い排水には、油脂分離装置等を設置して維持管理を適正に行うこと。
- (3) 浄化槽の使用を開始したときは、浄化槽法第10条の2第1項に基づく浄化槽使用開始報告書を提出するとともに、保守点検業者に保守点検の開始を依頼すること。
- (4) 浄化槽の設置に伴い既設の浄化槽を廃止した場合は、その日から30日以内に、浄化槽法第11条の3の規定に基づく浄化槽使用廃止届出書を提出すること。
- (5) 浄化槽使用開始後、浄化槽法第7条第1項及び11条第1項に基づく法定検査の結果、改善を要する事項の指摘があった場合は速やかに改善措置を講じること。
- (6) 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、市長から要求があった場合は、直ちに市長に報告すること。
- (7) 要綱及び本要領に明記されていない事象が発生した場合は別途協議することとする。

附 則

この取り扱いについては、平成4年4月13日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成6年12月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成7年3月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成11年4月1日から適用する。

附 則

平成15年3月19日「合併処理浄化槽の補助金交付に関する取扱いについて」を一部改正し、併せて名称を「岡山市合併処理浄化槽補助金交付実施要領」に改め、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年9月27日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。